

平成27年9月4日

## 学校図書館市民開放要綱

古賀西小学校

### 1 目的

学校の図書館を市民に開放することにより、地域に開かれた施設として、保護者や地域住民の生涯学習推進の一助とする。

### 2 開始日等について

- (1) 開始日 平成27年10月13日(火) より
- (2) 開館日 月曜日～金曜日 13:00～13:50  
15:00～16:45

#### (3) 閉館日

- 土曜日、日曜日、祝日、学校休業日、夏季休業日・冬期休業日
- 学校行事等のため利用ができない日
- 司書不在の日

### 3 利用規則

- (1) 利用者は管理棟の玄関を利用し、まず、事務室で図書館を利用する旨を伝え、次の手続きを行って図書館へ入る。
  - ① 本人確認できる資料を呈示すること  
※初回のみこれを行い、次回からは個人図書貸し出しカードを提示する。
  - ② 利用者名簿へ必要事項を記入すること  
氏名、来校目的、時刻
  - ③ 来校者名札の受け取りと着用
- (2) 利用者が来校した時は、事務室より職員室へ連絡する。
- (3) 利用者は、初回来校時に図書館にて「図書貸出カード」を作成する。
- (4) 来校者は授業中、学習の妨げとならないように別図のルートで図書館へ行く。
- (5) 管理職は、利用者が来校しているときには、図書館及び校内を巡回する。
- (6) 利用者は、事務室で次の手続きを行い、退校する。
  - ① 利用者名簿へ退校時刻を記入する
  - ② 名札の返却
- (7) 授業で図書館を使用中は利用できないこととする。

### 4 貸出規定

- (1) 利用者は、原則として古賀西小学校校区住民とする。
- (2) 貸出期間は1週間とし、1人2冊までとする。
- (3) 延滞者には、返却があるまで貸出はしない。  
1週間以上延滞した場合、返却督促の連絡を行う（郵便等）。
- (4) 図書を紛失、破損した場合は必ず学校へ連絡すること。  
原則として、本人が同一図書を現物で弁償すること。

## 5 貸出・返却の仕方

### (1) 貸出

・貸出希望図書をカウンターへ持参し、「個人貸出カード」を呈示し、貸出処理を依頼する。

### (2) 返却

・貸出図書をカウンターへ持参し、司書に「個人貸出カード」を呈示し、返却処理を依頼する。

※閉館時は、職員室及び事務室へ届ける。

## 6 図書館利用の心得

(1) 学校の利用を優先する。

(2) 返却日を厳守する。

(3) 利用した図書等は元の場所へ返却する。

(4) 図書は丁寧に扱う。また、利用した机や椅子は適切に片付ける。

(5) 他の人の迷惑となる行為をしない。

(6) 利用に際しては、職員の指示に従う。

(7) 授業で図書館を利用している時は、利用できない。